

# 平成 28 年度事業報告書

## I エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究事業

### 1 健康管理費用の支給

エイズ発症前の血液製剤による HIV 感染者で、免疫能力が低下している者に対し、日常生活の中での発症予防のため、健康管理費用の支給を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）への委託事業として実施した。本事業は、国の補助金による。

	平成 28 年度	前年度	増△減
実対象者数	513 件	520 件	△ 7 件
新規認定者数	(2 件)	(1 件)	(1 件)
支給額	288,703,100 円	290,935,200 円	△ 2,232,100 円

- ※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数
- ② 新規対象者数は、実対象者数の内数

### 2 調査研究事業

血液製剤由来 HIV 感染者で、免疫能力が低下している対象者から、健康状態及び日常生活さらには服薬状況などに関する情報等を収集し、免疫能力が低下している状態の感染者の発症予防、健康管理に資するため、研究班による調査研究事業を平成 5 年度から継続的に実施している。本事業は、国の補助金による。

第 1 回班会議の開催 平成 28 年 7 月 1 日

第 2 回班会議の開催 平成 29 年 1 月 13 日

#### [実施の経過]

血液製剤による HIV 感染者において、臨床・日常生活・治療についての平成 27 年度の現状および平成 5～27 年度の推移並びに生活の状況を明らかにする。1) 臨床状況として、CD4 値、CD4/CD8 比、HIV-RNA 量、および肝炎の状況を調査し、その調査研究は順調に実施された。2) 日常生活状況として、身体状況と日常生活動作を調査し、その調査研究は順調に実施された。3) 治療状況として、抗 HIV 薬の併用状況、服用状況、副作用とともに、ニューモシスチス肺炎予防薬の投与と眼底検査実施の状況を調査し、その調査研究は順調に実施された。4) 生活状況として、住居、就業、生活意識などであり、平成 27 年度途中で調査への協力を依頼した。また、「エイズ発症者調査」からエイズ発症者における臨床・治療と生活の状況を検討した。

#### [結果の概要]

事業対象者数は 520 人であった。

臨床の現状では、CD4 値では、 $500/\mu\text{l}$  以上が 51%、350～500 未満が 26%、200～350 未満が 16%、200 未満が 7%であった。HCV 抗体陽性は 91%、肝炎の状況としては、肝がんが 2%、肝硬変が 13%、慢性肝炎が 50%に見られた。25・26 年度の結果と比べて、肝がんと肝硬変の割合に大きな変化はなかった。治療の現状では、抗 HIV 薬の併用区分と

しては、「INSTI」（インテグラーゼ阻害薬を含む薬剤の組み合わせ）が65%と最も多かった。「NRTI 2剤+PI 1・2剤」（核酸系逆転写酵素阻害剤2剤+プロテアーゼ阻害剤1剤または2剤）が11% 「NRTI 2剤+NNRTI」（核酸系逆転写酵素阻害剤2剤+非核酸系逆転写酵素阻害剤1剤）が11%、それ以外の投与状況が7%であった。投与なしは過去の投与歴なしが4%、過去の投与歴ありが2%であった。なお、投与歴なしは本事業の対象者となった時点以降に抗HIV薬の投与がないことを指し、それ以前の投与ありが一部含まれている可能性がある。CD4値が200未満では、ニューモシスチス肺炎予防薬が42%に投与されていた。以上、抗HIV薬の投与はインテグラーゼ阻害薬を含む、いくつかの組み合わせに集中していた。服薬状況はきわめて良好であったが、一方、リポジストロフィーなどの副作用もみられた。最新の知見に基づく適切な治療が実施されているように思われる。

## II 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

エイズの発症に伴う健康管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図るため、健康管理手当の支給を機構への委託事業として実施した。本事業は原因製薬会社からの拠出金（全体の6割）と国の補助金（4割）による。

	平成28年度	前年度	増△減
実対象者数	111件	110件	1件
新規認定者数	(1件)	(1件)	(0件)
支給額	199,650,000円	197,400,000円	2,250,000円

- ※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数  
 ② 新規対象者数は、実対象者数の内数

## III 血液製剤によるエイズ患者遺族等相談事業

血液製剤によるHIV感染により子や夫等をなくした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るため、遺族等に対して遺族等相談事業、研修事業、遺族等相談会等事業、遺族等支援サポートネットワークの構築及び遺族等の健康相談・健康支援事業をHIV感染被害者・遺族等の2団体（東京：社会福祉法人はばたき福祉事業団、大阪：特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権）に委託して実施している。本事業は、国の補助金による。

### 1 遺族等相談事業

相談事業の種類は、電話相談、個別面接相談、訪問相談とする。

被害者の遺族による相談員や臨床心理士などの専門家相談員が患者、遺族等からの電話、手紙、メールなどによる相談への対応や面談を実施。

#### (1) 電話相談

電話相談は、東京、大阪及びその他の地区に設置した相談事業所において、相談員又は専門相談員が遺族等の電話やメール等の相談に応じる。

- ① 東京：相談員等による電話相談窓口を開設し、HIV感染者・家族・遺族等からの電話による相談を相談員等・専門家相談員が受けた。電話相談は本部・支部共に一般電話で対応しているが、本部は被害者専用フリーダイヤル及び一般用、北海道支部は一般用フ

リーダイヤル（北海道地区限定）の相談電話を引いて対応もしている。

- ② 大阪： 毎週月曜日から金曜日まで、相談員等による相談窓口を開設し、遺族及び患者・家族等からの電話相談を行った。3月からは被害者相談電話回線を新設し、遺族相談電話、血友病相談電話と合わせて計3回線による相談を行っている。また、電話相談時間以外（夜間など）にも相談員が自宅や携帯電話を受ける場合があった。

相談内容によって、専門家相談員等への紹介・引き継ぎを行なった。さらに医療機関・自治体等の関係機関への照会などを行なった。

(2) 個別面接相談

個別面接相談は、相談事務所において、相談員又は専門家相談員が相談事務所を訪れた遺族等の相談に応じる。

東京：事務所相談室（相談室1及び相談室2、各支部相談室）で、相談員・専門家相談員等による患者・家族・遺族等の面接相談を行った。被害者の状況が深刻化しているため、直接相談を希望する人が増えてきている。

相談内容としては、医療機関のおさなりの対応、障害年金の支給停止が目立った。

患者に対して、症状をきちんと説明をしない、必要な手続きをサポートしないなど、医療機関の対応は大きな問題となっている。

(3) 訪問相談

訪問相談は、必要に応じて相談員又は専門家相談員が相談を希望する遺族等の自宅等を訪問して相談に応じる。

- ① 東京：遺族・患者・家族などからの要請によって、相談者の自宅もしくは入院中の病院、相談者の希望する場所に、相談員等が出向き相談を受けた。17年頃から被害者の自宅への訪問相談が多い。当事業団との接点において、プライバシーを気にしていた時代から信頼できる人や仲間たちとの垣根は低くなり、変化をしてくれている。また、訪問看護師による健康訪問相談を毎月1回、11名の患者に対して行い、患者の医療や生活相談を受けるとともに、親の介護相談にもつながり、相談の幅が広がった。被害者の生活全体の理解を得ることで、より深まった相談に繋がっている。

- ② 大阪：遺族・患者・家族などからの要請等によって、相談者の自宅や入院先、最寄りの地域に相談員が訪問し相談を受けた。必要と思われる相談内容の際には、専門家相談員と共に訪問するなど、継続的な対応（訪問、電話等）を行なった。また遺族相談会や交流会などで専門家相談員や弁護士が個別に相談を受けた。

[東京]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	1,331件	241日	188件

[大阪]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	329件	239日	71件

2 研修会事業

相談員及びその候補者並びに地方の遺族等相談員に対し、相談事業に必要な基本的事項を

習得させるため、専門の講師又は専門家相談員による研修会を開催。

- ① 東京：相談事業をより充実させそして円滑に目的を遂行するため、相談員等が、事業団運営や相談事業について研鑽し、質的向上と企画設計能力をつける研修会を行った。また、社会福祉法人として公的仕事に従事することから、社会福祉法人としての相談事業の取り組みについて研修を行った。
- ② 大阪：相談員（遺族担当、患者・家族担当）の知識のアップデートや、資質の向上を図るため研修会を開催した。今年度の遺族研修会では「日々の生活状況・問題点についてのおたずね」の実施を踏まえて研修を行なった。相談員全体研修では、「ピアカウンセリング」をテーマに更にレベルアップをめざし、またカウンセリングの基本を再確認しながらの研修会を行った。その他、日本エイズ学会に参加し最新情報を収集することに努めた。

[東京]

研修事業	研修会
開催数(回)	7回

[大阪]

研修事業	研修会
開催数(回)	4回

### 3 遺族等相談会等事業

各地方に居住する遺族等が一同に会し、相談員及び専門家相談員による相談を行うとともに、遺族相互の交流を行うため、遺族等相談会を開催。

#### (1) 地方相談会

- ① 東京：各地域の実情にあった医療講演会・相談会を行った。また、原告団総会などに地元の被害者の相談会も実施した。
- ② 大阪：遠方で開催の遺族相談会に参加できない遺族を対象に、各地域での交流会を実施した。今年度は、患者の治療に必要な最新情報等を専門家の講演等を通じて学んでもらう機会、また心身の悩みを相談できる場を提供することを目的に地方ごとに相談会を開催した。また、昨年度に引き続き大阪側の遺族を対象とした拡大交流会を実施し、交流会の充実を図っている。

#### (2) 遺族相談会

遺族相談会は、東京・大阪の遺族相談員が遺族交流の意味を含めて合同で企画・開催している。

- ① 東京：遺族相談会は担当する遺族相談員のみが現場での対応をするため、相談員の高齢化や参加する遺族被害者の高齢化等々も考え、平成18年度から年2回開催とした。企画にあたっては、小人数のグループに分かれての話し合いを中心に行い、遺族同士が他で話せない事も気兼ねなく話すことが出来るように十分に配慮し実施した。一方、遺族の自立も役割として大切である。平成20年度から自助による相談会の本来の姿をめざして、担当相談員に頼る相談会運営から、参加者それぞれが受付等の準備など役割を担い、会への主体的な取り組みを促している。遺族相談会の参加は、遺族のほかに、

弁護士、専門家相談員。個別相談の希望者には相談員とともに専門家相談員や弁護士が対応しているが、参加遺族の高齢化に伴い、安心と安全がこれまで以上に求められるようになった。その対応としてこれまでの行事保険加入に加えて、平成 25 年度からは事前に参加者の決まりを配布して、緊急連絡先、保険証やお薬手帳の持参をお願いするとともに、緊急時の対応マニュアルを作成した。

- ② 大阪：遺族相談会を 1 回開催した。これは遺族の交流のために東京と大阪が合同で開催した。参加者は遺族と弁護士と専門家相談員（心理カウンセラー等）で、個別相談は弁護士と専門家相談員が担当している。遺族相談会では、少人数のグループに分かれて気兼ねなく話し合いができる場を設けている。参加される方に「来て良かった」と思ってもらえるように企画を検討し、交流会当日は参加者への気配りを心がけている。

日時：2016 年 7 月 3 日（日）

場所：兵庫県姫路市

参加者：41 名（うち、遺族 23 名、相談員 9 名、専門家 5 名、弁護士 4 名）

遺族相談会については、毎回「是非続けてほしい」という声が多く、今回も「共有できる部分がたくさんあり、参考になった。」「思いを語ることができよかった。」などの感想が多く寄せられた。毎回「仲間に会えてうれしい」「ここだけでしか話せない」「元気になる」など寄せられている。このような場の存在は遺族にとって安心と励ましの場となっている。

### (3) 遺族等相互支援事業

- ① 東京：遺族が発起人となり、相互に社会貢献的な作業等を実施する。そのための交通費、作業等への謝金を支給。遺族相談会に参加しない人たちの把握や連絡・参加につなげる。

- ・ 「おうかがい」

遺族の健康や生活状態を継続的に把握するために、8 月 10 日にアンケート調査「おうかがい」を発送。233 名に発送し、87 名から返信があった。緊急を要するものは、ケースカンファレンスで検討し、対応した。

- ・ 「誓いの碑」見学：10 月 17 日

誓いの碑の見学を行い、その後、安原幸彦弁護士を講師に迎えて「訴訟ば展開」というテーマで、提訴から和解に至る訴訟の流れと原告団、弁護士の戦いの軌跡について勉強した。今回は、全国から 7 目の遺族が参加した。また、薬害被害の実態を詳しく知りたいという患者も 1 名参加した。

- ・ 地域の会

メモリアルコンサートで寄付を頂いた来場者におくるメッセージを作成した。

函館地域の会 8 月 24 日 6 名参加

- ・ リンゴの発送

青森在住の遺族が育てたリンゴを全国に送った。お互いに励まし合い、そして自然の恵みであるリンゴを分かち合いたいという、遺族の気持ちを伝えた。発送作業も遺族有志の手によって行った。発送日：12 月 1 日 6 名参加

② 大阪 :

第 1 回

日 時 : 2016 年 9 月 11 日 (日)

場 所 : 福島県福島市 ホテル天龍閣

参加者 : 10 名 (うち遺族 6 名、相談員 4 名)

内 容 : 関東・東北地域交流会

- ・ 地元福島から参加された方が多かった、震災の時の大変さなど、お互いをいながら共通の話題に話が尽きることなく語りあうことができた。
- ・ 遺族も高齢になり老後の不安があるが、年を重ねても元気に過ごせるよう健康法について、情報交換したり、アドバイスしたりと有意義な会になった。

第 2 回

日 時 : 2016 年 12 月 11 日 (日)

場 所 : 富山県富山市 呉羽ハイツ

参加者 : 5 名 (うち遺族 2 名、相談員 3 名)

内 容 : 東海・北信越地域交流会

- ・ 参加者全員元気に集い合うことができた。前日に体調が悪くなり、不参加になった方がおられた。
- ・ 主に健康のことが話題になった他、様々語り合いました。また亡くなった方への思いなどを伺い、安心して話せる場となった。絆が深まった交流会になった。

第 3 回

日 時 : 2017 年 2 月 12 日 (日)

場 所 : 鹿児島県鹿児島市 マリンパレスかごしま

参加者 : 10 名 (うち遺族 6 名、相談員 4 名)

内 容 : 九州地域交流会

- ・ 近況報告から始まり、親の介護の大変さや、高齢になり体調も色々であり外出が出来なくなったなど、健康上のことが中心になり様々語り合った。励まし合ったり共感したりと絆がまた深まった交流会であった。
- ・ 毎回、交流会を楽しみにしていてくれて、「次の開催地は？」と期待を寄せてくれている。

第 4 回

日 時 : 2017 年 3 月 12 日 (日)

場 所 : 愛媛県松山市 えひめ共済会館

参加者 : 17 名 (うち遺族 11 名、相談員 6 名)

内 容 : 中国・四国地域交流会

- ・ 初参加の方が 2 名。自己紹介から近況報告等、様々な話題で語り合った。
- ・ 高齢となり、介護サービスや施設入所などの話題が多く、情報交換の場ともなった。
- ・ 足腰が不自由な方も増えた中、次回の交流会での再会を約束して解散した。

[東京]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	3 回	1 回	4 回

[大阪]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	12 回	1 回	3 回

#### 4 遺族等支援サポートネットワークの構築

相談員、専門家相談員及び地方の遺族等相談員は、遺族等の居住地を中心とした関係機関との連携組織化による支援体制（遺族等支援サポートネットワーク）の段階的構築を図り、高齢化によってピアカウンセリング等への参加が困難となった者や支援機関等に対して信頼を形成できず専門的なケアを拒否している者等への支援体制を整える。

- ① 東京：平成18年よりHIV感染当事者団体による共同事業として、HIV感染者のエイズ学会参加を支援する「HIV陽性者参加支援スカラシップ」を行ってきた。今年度で11回目となり、今回は16名が参加、延べ人数は400名を超えた。患者が学会に参加するというこの取り組みは、日本の患者活動でも先進的なものだった。なお、この事業は諸般の事情により今年度を持って終了となった。北海道支部では、北海道からの委託事業として、患者家族支援事業、医療者ネットワーク事業、エイズ情報収集提供事業を実施した。また、HIV検査・相談室「サークルさっぽろ」の運営に関連して、検査相談のスキルアップのための研修会も行った。

HIV検査相談担当者研修会 開催日：7月2日

北海道被害者支援担当者連絡会 開催日：10月4日

HIV陽性対応相談研修会 開催日：1月28日

第7回北海道HIV情報交換会 開催日：2月18日

全国訪問看護事業協会との連携により、訪問看護ステーションの訪問看護師による健康訪問相談を実施した。協力していただける訪問看護ステーションには、HIVや被害者の現状を理解してもらうために、はばたきとACCによる事前説明を行った。28年度は11名を対象に実施した。患者の医療や生活の相談だけではなく、訪問看護師は地域の福祉に精通しているため、患者が医療可能な福祉サービスの情報提供もあり、幅広い支援につながった。また、時代の医療や福祉を担う学生を対象に薬害エイズ事件や被害者の現状などを伝える講演会も積極的に行った。和解後に生まれた学生もおり、薬害エイズ事件を風化させずに若い世代に伝えていくことは非常に意義深いことである。28年度は新潟大学で行った。

和解から20年以上が経過し、薬害エイズ事件が風化しつつある中、ACCや厚生労働省においても例外ではない。あらためて、被害の実態やACC設立に被害者が込めた思いなどを理解してもらうために、ACC及び厚生労働省職員に対して、東京HIV弁護団で理事の安原幸彦弁護士による講演会を行った。

厚生労働省職員対象 開催日：12月5日

ACC職員対象 開催日：12月15日

#### 5 遺族等の健康相談・健康支援事業

- (1) 遺族等のPTSD等健康問題に対して適切な医療サービスが受けられるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療研究開発センター(ACC)及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター等(以下「医療機関等」という。)に相談窓口を設置する。
- (2) 遺族等に対する健康診断は、遺族等への支援体制が整っている医療機関において実施する。

- ① 東京：平成24年度から正式に事業化され、3年目の実施となった。東京はACC、大阪は国立病院機構大阪医療センターが健診の実施を受け持ち、はばたき福祉事業団(東京)・マーズ(大阪)が窓口となり、それぞれの実施方法で健診希望者を募り、フォローを行った。

はばたき福祉事業団は、臨床心理士及び保健師等の専門家相談員を事務局に配置して、遺族・相談員・専門家相談員・ACC担当者との具体的連携をとり、事前問診により希望検査を実施した。参加者からは、相談員の丁寧なフォローと健診結果を説明する医師の対応が良いと好評だった。

- ・ 健康訪問相談

これまでの相談歴や遺族アンケートから健康に不安のある遺族をピックアップして、ACCのコーディネーターナースが同行して訪問、体調など医療的な相談を行った。

- ・ 健康相談窓口

既に何らかの疾患を抱えていて、セカンドオピニオンの希望や健診というより明らかに症状があつて治療を目的とした検査をする人については、医療費は自己負担の保険診療としてACC・国立国際医療研究センター病院で診察を受けることとし、病院への交通費のみを一回補助する。

健診受診者数 6名

- ② 大阪：遺族健康相談事業としては、国立病院機構大阪医療センターに健康相談窓口として毎週火曜・金曜日に設置しているほか、昨年度に引き続き遺族健診事業を実施した。今年度は健診メニューの中に骨密度検査を追加して実施した。

健診受信者数 32名

健診訪問件数 22件

#### IV ヤコブ病サポートネットワーク事業

この事業は、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により家族等を亡くした遺族等（ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病患者を介護する家族等であつて、サポートネットワーク事業に馴染む者を含む。）に対して必要な生活支援相談事業等を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図ることを目的として実施する。

##### 1 生活支援相談事業

相談事業の種類は、電話相談、個別面接相談とする。

東京に本部を設置し、合計8名の相談員を週5日程度配置して、電話・Eメール・ホームページ掲示板および面接によりヤコブ病患者家族・遺族等からの相談に応じるとともに、闘病中のヤコブ病患者家族および遺族等を病院・自宅等に訪問するなどして、患者家族・遺族等からの相談に応じてきた。相談内容によっては、専門家相談員や弁護士に繋いだり、関係機関（CJD専門医・医療機関・厚生労働省・難病相談支援センターなど）に問い合わせなどを行い、各種相談に応じた。昨年に続き、薬害ヤコブ病の新たな被害者家族から相談が寄せられ、患者家族を訪問するなどして、面接相談にも応じてきた。

今年度、会報『ヤコブ・ネットNEWS』は2回（2016.9No.34、2017.3No.35）発行し、患者家族・遺族、賛助会員、CJD専門医、全国の関係行政・医療機関、保健所、難病相談支援センター等、約1300ヶ所に情報を提供した。さらに、薬害ヤコブ病被害者家族・遺族向けには、かわら版『心はひとつ』を2回（2016.7.15No.32、2017.2.27No.33）発行し、相談会参加者の感想や開催状況の他に、患者家族の近況等について掲載し、紙面上での交流を図った。ホームページによる情報の提供および更新作業、掲示板を利用した相談への対応、相談事業全般の管理・運営事務作業等を行った。

(1) 電話相談

毎週月曜日から金曜日まで（土・日・祝日も可能な範囲で）、相談員による相談窓口を開設し、患者家族・遺族、発症不安者、医療従事者・介護福祉スタッフ等からの電話相談を受けている。

(2) メール相談

東京事務局を中心にメール（cs-net@takenet.or.jp）でも相談を受けている。またホームページ掲示板への投稿からメール相談につながるケースもあり、その都度対応している。

(3) 面接相談

地方相談会の個別相談のほかに、希望が寄せられた場合には、相談員が相談者の自宅・病院等へ出向き、面接相談を行った。

(4) 掲示板

ホームページに開設している掲示板は、ヤコブ病に関する疑問・質問や、患者家族・関係者の思いを交流しあえる場として利用されている。疑問・質問に対しては、相談員をはじめ関係者等がその都度対応してきた。また、掲示板への投稿から個別の相談につながるケースもあった。

(5) 会報の発行

「ヤコブネット NEWS」を2回発行し、患者家族・遺族、弁護士、支援者、賛助会員、専門医・研究者、大学病院相談室、保健所、都道府県担当課、難病支援センター等へ約1300部を送付した。地方相談会での医療講演や、当会の活動を紹介し、ヤコブ病に関する情報提供を行った。新しく相談が寄せられた場合、希望者には会報のバックナンバーを送付しているが、ヤコブ病に関する情報が少ない中、貴重な情報源として喜ばれている。

(6) ホームページ

引き続き啓発等情報の整理を行った。例年通り、相談会のご案内や、裁判の進行状況についてはその都度情報を更新している。

生活支援事業	相談実日数	相談件数	掲示板投稿数
相談状況	240日	59件	138件

2 研修事業

相談事業の充実を踏むため、相談員及び専門家相談員が一同に会し、相談事業の研修を行う。

平成28年5月21日（東京）

東京において相談員等が一堂に会し、相談事例の報告・検討および生活支援相談事業に関する検討、小規模相談会開催に関する検討等を行った。平成28年6月2日に相談員グループワーク、10月22日に相談員グループワークと研修会が行われた。

「2017年プリオン病のサーベイランスと対策に関する全国担当者会議」（平成29年2月2日・東京）に相談員が出席し、ヤコブ病の最新の情報や感染対策について学んだ。

〔第1回〕

日時：28年5月21日（土）

場所：東京（城北法律事務所）

参加者：12名

<内容>

小規模相談会の開催について検討  
相談事例について報告・検討  
患者家族遺族支援事業について報告・検討  
啓発・広報活動について検討

[第2回]

日 時：28年6月2日（木）

場 所：東京（弁護士会館）

参加者：17名

<内容>

相談事例の報告と検討  
次年度小規模相談会の開催について検討  
訪問活動について  
啓発・広報活動について

[第3回]

日 時：28年10月22日（土）

場 所：東京（東京医科歯科大学）

参加者：15名

<内容>

相談事例の報告と検討  
次年度小規模相談会の開催について検討  
訪問活動について  
啓発・広報活動について

[第4回]

日 時：29年2月2日（木）

場 所：東京（アルカディア市ヶ谷）

参加者：8名

<内容>

2017年プリオン病のサーベイランスと対策に関する全国担当者会議参加

### 3 地方相談会事業

各地方に居住する遺族等の相談に応じるため、相談会を全国6ブロックで開催する。

[第1回]

日 時：28年6月2日（木）

場 所：東京都（弁護士会館）

参加者：30名

<内容>

H27年度活動報告とH28年度活動計画について報告、薬害裁判の提訴・和解状況の報告、自己紹介・近況交流等

〔第2回〕

日 時：28年7月1（金）～2日（土）

場 所：神奈川（江ノ島）

参加者：15名

<内容>

近況交流、薬害裁判の提訴・和解状況の報告等

〔第3回〕

日 時：28年11月26日（土）～27日（日）

場 所：大分

参加者：13名

<内容>

近況交流、薬害裁判の提訴・和解状況の報告等

**V 血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業（全血製剤又は血液成分製剤関係）**

本事業は、非加熱凝固因子製剤及び輸血用血液製剤によるH I V感染者、エイズ発症者及びその遺族に対し、医薬品副作用被害救済制度に準じた救済を行うため、昭和64年1月に創設され、H I V訴訟の和解（平成8年3月）とともに平成13年3月をもって廃止された。しかし、本事業廃止の時点で全血製剤、血液成分製剤の投与による感染者及び発症者がいたため、その者に限り支給を継続することとし、現在、日赤の血液製剤によりエイズを発症した2名の者が特別手当を受給している。本事業は、日本赤十字社の拠出金による。

	平成28年度	前年度	増△減
実対象者数	2件	2件	0件
新規認定者数	(0件)	(0件)	(0件)
支 給 額	6,384,000円	6,336,000円	48,000円

平成28年度事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成29年6月

公益財団法人 友愛福祉財団